

平成 27 年 10 月 28 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 渡邊 昌一郎

### 手書き請求書に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

平成 23 年度着地型観光事業における「手書き請求書」の件

2 質問の要旨

近年、民間企業では担当者がパソコンで請求書を発行すると、営業本部や経理部門に請求数字が伝わるシステムになっている。旅行業会最大手の JTB であればパソコンで発行するはずである。

しかしながら、今回の事業では JTB の請求書は手書きで書かれている。今時、請求書を手書きで発行するのは、何らかの特別な理由がある時である。

何故、あえて手書きとしたかを JTB に確認して理由を公開してほしい。

また、請求書には担当者の氏名が明記されていない。この発行人は JTB の誰なのか。請求書を発行するのに JTB が担当者氏名を記入しないのはあり得ない。何故、担当者氏名が記入されていないのか？

JTB のレターヘッドで回答・添付して回答されたい。

3 答弁を求める者

鎌倉市長（JTB 担当者）

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 11 月 13 日まで） ・ 無

（理由：

）